

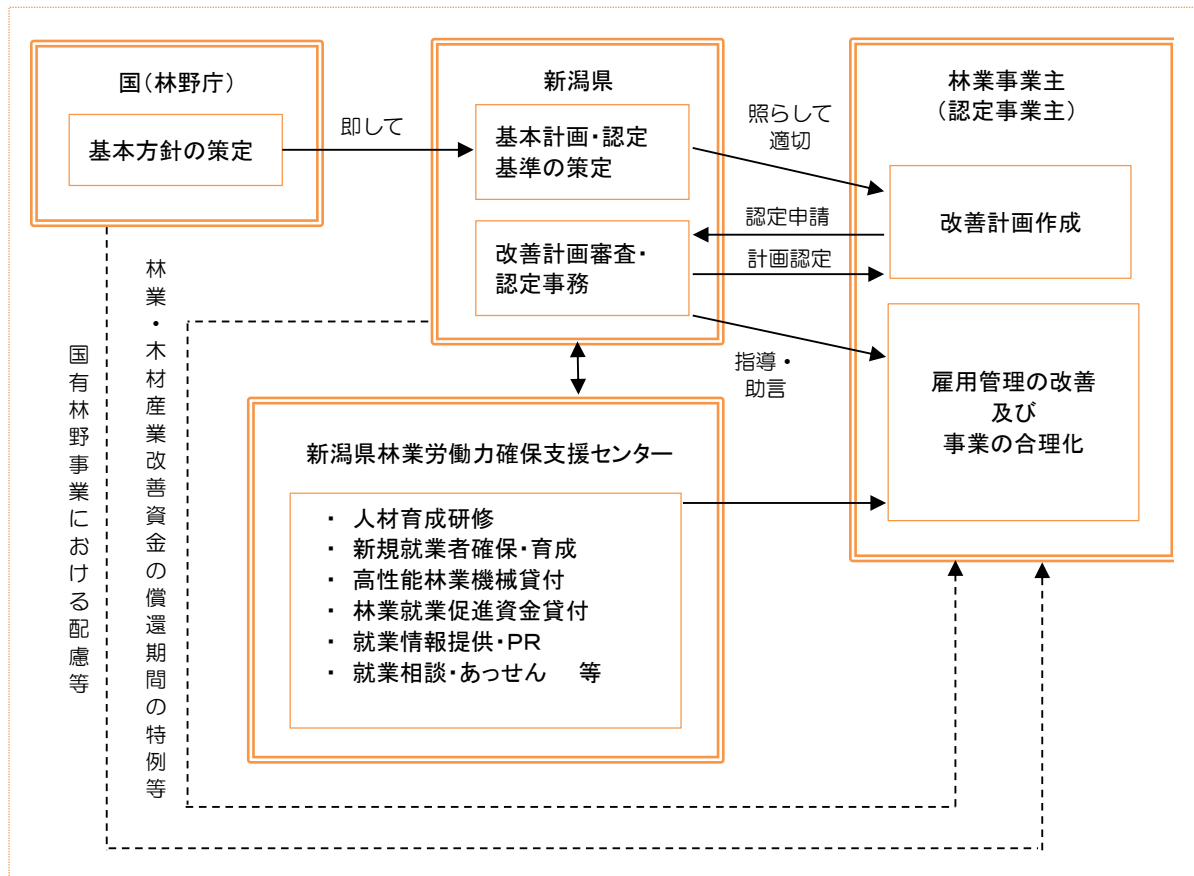
新潟県林業労働力確保改善計画認定制度の手引

1 制度の概要

林業就業者を確保するためには、労働環境など雇用管理の改善とともに、その実効性を担保するため、事業量の拡大や生産性の向上などの事業の合理化を図る必要があります。

このことから、県では「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業事業者が作成する「雇用管理の改善」と「事業の合理化」について一体的に取り組む「改善計画」を認定するとともに、認定を受けた事業者（認定事業主）に対し、新潟県林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）と連携・協力しながら、林業事業者の育成・強化に向けて支援します。

◆ 認定制度のイメージ



2 認定事業主に対する支援

改善計画の認定を受けた事業者は、「認定事業主」と呼ばれ、認定を受けた計画に基づき、雇用管理の改善と事業の合理化に取り組みます。

認定事業主は、従業員の募集や技術向上、高性能林業機械のリース等について、県及び支援センター等からの支援を受けることができます。

◆ 主な支援内容

県または国によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 国有林野事業における配慮（入札等級制限の緩和） ② 林業・木材産業改善資金の償還の特例（償還期間の延長） ③ 国が実施する「緑の雇用」事業の活用 ④ 県が実施する農林県単事業の活用 ⑤ 新潟県森林整備工事入札参加資格審査への参加 <p>※ただし、法人格を有し、次に掲げる専門技術者を2人以上雇用していることが要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 技術士法に規定する技術士（林業部門に限る）の登録を受けた者 イ （一社）日本森林技術協会において林業技士（森林経営部門に限る）の登録を受けた者 ウ 林業労働力の確保に関する法律に基づく研修修了者名簿への登録を受けた者 エ 県が実施する森林整備工事専門技術者資格研修を修了した者（受講対象者は森林整備に関する施工管理の実務経験5年以上ある者）
支援センターによるもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 林業機械貸付事業の活用（高性能林業機械の借受け） ② 森林整備担い手対策事業の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・林業機械リース・レンタル支援（リース・レンタル料の5分の1以内） ・フォレストワーカー育成研修奨励（受講者の賃金相当額1万円以内/人日） ・森林施業プランナー育成研修奨励（受講者の賃金相当額1万円以内/人日） 等 ③ 林業就業促進資金（就業準備資金・研修資金）の貸付け ④ アドバイザーによる助言・指導 ⑤ グリーンワークセンター（就業相談・あっせん窓口）の活用 等

3 改善計画の作成主体

改善計画は、林業労働者を雇用し、森林施業を行っている事業主が、「**単独**」又は他の事業主等と「**共同**」で作成します。

なお、雇用管理の改善等を効果的に実施するため、改善計画を作成する事業主の要件が定められています。

(1) **雇用する常用林業労働者[※]が、5年間で3人以上に増加させる計画である事業主**が改善計画を作成することができます。

※ 雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）

※ 社長や役員等は、森林施業に従事していても林業労働者の数に含まれません。

(2) 事業主は、**1年程度の森林施業の実績があること**が必要です。

(3) 共同で改善計画を作成する場合は、全ての構成員が(1)、(2)の要件を満たす必要があります。

4 認定を受けるための手続き

(1) 改善計画の作成

① 実施期間

事業主の事業年度に合わせた5年間の計画とします。

② 計画内容

改善計画には、次の事項を記載する必要があります。

ア 雇用管理及び事業の現状

組織、雇用管理、事業内容等の現状を記載します。

イ 改善措置の目標

5年後を目途に、雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に図るのに必要な改善措置の目標を記載します。

ウ 改善措置の内容

「雇用管理の改善」及び「事業の合理化」について、必ず取り組む必要があります。

◆ 「雇用管理の改善」と「事業の合理化」に係る改善措置の項目及び内容

	改善措置の項目	改善措置の内容
雇用管理の改善	① 雇用の安定化	雇用管理体制の充実、就業者の常用化・月給化の推進等
	② 労働条件の改善	所得の確保、ハラスメント防止対策、労働時間の短縮、休暇制度の充実、社会・労働保険等の適用等
	③ 労働安全の確保	労働安全衛生関係法令等に基づく遵守事項の徹底、経験や年齢に応じた安全作業に資する研修等
	④ 募集・採用の改善	求人条件や雇用関係の明確化、ハローワーク・グリーンワークセンター（(公社)新潟県農林公社内）の活用等
	⑤ 教育訓練の充実	OJTの計画的実施など
	⑥ 女性労働者等の活躍・定着	トイレや更衣室の整備、ハラスメント防止対策等
	⑦ 高齢労働者の活躍の促進	定年の引上げや継続雇用制度の導入、作業方法の見直し、適正な配置等
	⑧ 障害者雇用の促進	適切な業務配置、作業方法の見直し等適正な雇用管理
	⑨ その他	快適な職場環境の形成、福利厚生等の充実等
事業の合理化	① 事業量の安定的確保	施業の集約化や事業体間の連携の推進等
	② 生産性の向上	機械化の推進、路網の整備、低コスト作業システムの整備、多能工化の推進、安定供給体制の構築等
	③ 林業労働者のキャリアに応じた技術向上	「緑の雇用」等各種研修・講習の受講、林業作業士の養成、現場管理責任者等へのキャリアアップ等
	④ その他	上記以外の改善措置（販路の拡大等）

なお、作成に当たっては、改善計画様式2の記載要領のほか、下記「◆ 作成に当たっての留意事項」を参照して計画を作成すること。

◆ 作成に当たっての留意事項（※項目は「改善計画書」（様式2）のとおり）

2 雇用管理及び事業の現状	
(4) 事業内容	
ア 事業実績 ウ 雇用量及び労働生産性 エ 資本装備	・決算時期と認定申請時期の都合上、前年度の実績が未定の場合は、前々年度の実績を記載しても差し支えない。
キ 資本及び負債等	・自己資金には、資本金、出資金等を記入すること。 ・前期会計年度の資金調達方法を記載し、(ア)の財務諸表と整合させること。
3 改善措置の目標、内容、実施時期	
(1) 改善措置の基本方針	
・5年後を目途に、雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に図るのに必要な改善措置の目標を記載し、後述の内容と整合をとること。	
(3) 事業内容	
ア 役職員及び組織	
(ウ) 組織	・経営形態の変更とは、個人経営から会社設立等、有限会社から株式会社への変更等である。
ウ 事業の合理化	
(イ) 生産性の向上 b 資本装備（機械保有台数）	・高性能林業機械、集材機、運搬用トラック等の大型機械について記載し、チェーンソー、刈払い機等の小型機械及び人員輸送車については記載しない。 ・整備計画の欄には、当該年次の整備予定台数を記入し、(イ)の改善措置の内容の記載年次と一致させる。
(ウ) 林業労働者のキャリアに応じた技術向上 a 技術者・技能者数	・技術者・技能者養成計画の欄には、当該年次の養成予定者数を記入する。養成予定年次については、(ウ)の改善措置の内容の記載年次と一致させる。
4 改善措置を実施するために必要な資金の種類及びその調達方法	
ア 雇用管理の改善	
<ul style="list-style-type: none"> ・資金の種類は「自己資金」「市中資金」「制度資金」「その他」とする。 ・改善措置を実施するために必要な資金の全額（5年間）を記載する。 ・実施時期については、それぞれの改善措置を実施する年次に該当する年を記載する。 <p><例> 2年次～4年次 → R6～R8</p>	
イ 資本整備等	
<ul style="list-style-type: none"> ・改善措置を実施するために必要な資金の全額（5年間）を記載する。 ・実施時期については、それぞれの改善措置を実施する年次に該当する年を記載する。 <p><例> 2年次～4年次 → R6～R8</p>	

◆ 添付書類

項 目	内 容
① 登記事業証明書 又は住民票	発行後3か月以内のもの
② 納税証明書（国 税、県税、市町村 税）	直近の年度分 ア 税務署発行 法人税（法人の場合）、申告所得税（個人の場合）、消費税及 び地方消費税に未納がないことの証明 イ 県地域振興局発行 県税について未納がないことの証明 ウ 市役所、町村役場発行 市町村県民税（個人の場合）、法人市町村民税（法人の場合） の未納がないことの証明
③ 採用時に交付し ている文書	労働契約書、労働条件通知書等 （林業労働力の確保の促進に関する法律第31条で規定する雇用に 関する文書を交付している場合は、その様式）
④ 就業規則	労働基準法第89条の規定により、常時10人以上の労働者を使用する 事業主にあつては、就業規則の写し
⑤ 社会・労働保険 等への加入状況を 証する書類	【労災保険】 ア 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書継続事業（一括有期 事業を含む。）（事業主控）」の写し及び保険料を支払ったこと を証する書類 【雇用保険】 イ a～cのいずれか1つ a 「雇用保険被保険者証」の写し b 「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」の 写し c 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書 継続事業（一括有 期事業を含む。）（事業主控）」の写し及び保険料を支払った ことを証する書類 【健康保険・厚生年金保険】 ウ 直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」 及び保険料を支払ったことを証する書類 【その他】 エ 労働保険のメリット制の適用を受けている場合は、直近の労災 保険率決定通知書の写し オ 厚生労働省労働基準局長による無災害記録証の発行を受けてい る場合は、無災害記録証の写し カ 退職金共済制度に加入している場合は、その手帳の写し
⑥ 貸借対照表及び 損益計算書	直近3か年分 ※3か年分がない場合、添付可能な年数分

<p>⑦ 林業現場作業職員が保有する資格の証拠書類 (対象となる資格：フォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士1級及び2級)</p>	<p>【フォレストリーダー】 次のいずれか1つを添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修修了者名簿登録証（現場管理責任者（フォレストリーダー））及び研修修了者名簿における登録の有効期限の延長通知書の写し（登録証の発行日から起算して満5年を経過する日の属する年度の末日を超える場合に限り。） ○林業労働力確保支援センターが証明する研修修了者名簿記載証明書の写し ○指定機関技能検定委員の委嘱状の写し（一般社団法人林業技能向上センターが発行） <p>【フォレストマネージャー】 次のいずれか1つを添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修修了者名簿登録証（統括現場管理責任者（フォレストマネージャー））及び研修修了者名簿における登録の有効期限の延長通知書の写し（登録証の発行日から起算して満5年を経過する日の属する年度の末日を超える場合に限り。） ○林業労働力確保支援センターが証明する研修修了者名簿記載証明書の写し <p>【林業技能士1級及び2級】 ○技能検定合格証の写し</p>
---	--

(2) 改善計画の申請

① 単独計画の場合

「改善計画認定申請書」（様式1）及び「改善計画書」（様式2）に所要の添付書類を添えて、知事に申請します。

② 共同計画の場合

「共同改善計画認定申請書」（様式3）及び「共同改善計画書」（様式4）に、構成員の個別の改善計画である「改善計画書」（様式2）と所要の添付書類を添えて、知事に申請します。

(3) 申請書類の提出先

申請書類は、事業主の事業所の所在地を管轄する県地域振興局に提出します。

(4) 申請書類の提出期限

新規認定・継続認定ともに、毎月10日を期限とします。

5 改善計画の認定

知事は、申請に係る改善計画が法令及び新潟県林業労働力確保認定要領に定める基準を満たし適当であると認めた時は、改善計画の認定をします。

(1) 認定基準

雇用管理の改善	1 常用林業労働者を5年間で3人以上に増加する計画であること。
	2 雇用管理者の選任、就業規則の作成が完了しており、「労働保険適用事業所」「社会保険適用事業所」であること。また、雇用管理体制の充実、労働環境の向上等を効率的に推進する計画であること。
事業の合理化	3 事業量を増加させるとともに、事業に係る労働生産性を向上させる計画であること。
	4 高性能林業機械等の導入、林業作業士等基幹的林業技能者の配置・養成をする計画であること。

(2) 認定日

計画書提出期限日（各月の10日）の月の末日までの日に認定します。

なお、提出期限日を過ぎて申請があった場合は、認定は次の月の末日までの日となります。

(3) 認定期間

- ① **新規認定の場合**は、認定日の翌月の1日から5年目の日を含む事業年度の末日までとします。

<例> 事業年度が4月1日～3月31日の場合

申請日	認定期間	実施期間（5年間）
5/10	当事業年度の6/1～5年目の3/31（58か月）	当事業年度の4/1～5年目の3/31
2/10	当事業年度の3/1～5年目の3/31（49か月）	当事業年度の4/1～5年目の3/31
3/10	次事業年度の4/1～5年目の3/31（60か月）	次事業年度の4/1～5年目の3/31

- ② **継続認定の場合**は、認定日以降の認定期間の満了日の翌日から5年目の日を含む事業年度の末日までとします。ただし、認定期間を過ぎて申請したものは、新規認定扱いとします。

6 認定後の手続き

(1) 実施状況の報告

改善措置が計画どおり順調に取り組まれているか、また、取り組む上で新たな課題が発生していないかなど、毎年、実施状況を確認・検証しながら計画を遂行していきます。

① 改善措置実施状況報告

毎事業年度の終了後3か月以内に、改善措置の実施状況を「改善措置実施状況報告」（様式13）により、知事に報告します。

② 改善措置実施結果報告

認定計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、改善措置の実施結果を「改善措置実施結果報告」（様式14）により、知事に報告します。

③ 助言及び指導

支援センターと県地域振興局等は、認定計画に係る改善措置が的確に実施されるよう、進捗管理と助言・指導を行います。

(2) 計画の変更

計画内容を変更しようとする場合は、手続きが必要です。

① 変更認定申請書

認定された改善計画について、次に掲げる重要な変更をする場合は、「改善計画変更認定申請書」（様式7）を県に提出します。

- ア 改善措置の目標を変更する場合（3割未満の増減を除く。）
- イ 改善措置の項目を追加又は廃止する場合
- ウ 共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合
- エ 認定計画の実施期間を変更する場合
- オ 改善措置の実施時期を変更する場合（事業年度内の変更を除く。）
- カ 改善措置の実施に係る資金計画を変更する場合（3割以内の増減を除く。）

※ 改善措置の項目とは、上記4の(1)「◆「雇用管理の改善」と「事業の合理化」に係る改善措置の項目及び内容」に掲げる項目をいう。

② 変更届出書

上記①の重要な変更以外の軽微な変更は、「改善計画変更届出書」（様式8）の提出をもって変更できます。

- ア 改善措置の内容を追加又は廃止する場合
- イ 認定事業主の住所、名称、代表者氏名、計画の対象となる事業所や雇用管理者が変わる場合など

※ 改善措置の内容とは、上記4の(1)「◆「雇用管理の改善」と「事業の合理化」に係る改善措置の項目及び内容」に掲げる内容をいう。

(3) 認定の取消し

知事は、次の事項に該当すると認められる場合には、その認定を取り消すことがあります。

- ア 認定計画に従ってその改善措置を実施する見込みがなくなると認められる場合
- イ 認定計画が認定基準を満たさなくなると認められる場合

廃業した場合などで、認定の取り消しを申し出たい事業主は、任意様式にその旨を記載し、県地域振興局等に提出してください。

7 問合せ先

改善計画認定制度についてご不明な点等がありましたら、最寄りの県地域振興局の林業振興課等にお問い合わせください。

問合せ先	TEL	管轄区域
村上地域振興局農林振興部 林業振興課	0254-52-7932	村上市、関川村、栗島浦村
新潟地域振興局農林振興部 林業振興課	0250-24-8324	新潟市、五泉市、新発田市、 阿賀野市、胎内市、聖籠町
新潟地域振興局津川地区振興事務所 林業振興課	0254-92-0962	阿賀町
長岡地域振興局農林振興部 林業振興課	0258-38-2572	長岡市、三条市、柏崎市、 小千谷市、加茂市、見附市、燕 市、弥彦村、田上町、出雲崎町、 刈羽村
南魚沼地域振興局農林振興部 林業振興課	025-772-8262	十日町市、魚沼市、南魚沼市、 湯沢町、津南町
上越地域振興局農林振興部 林業振興課	025-526-9464	妙高市、上越市
糸魚川地域振興局農林振興部 林業振興課	025-552-5473	糸魚川市
佐渡地域振興局農林水産振興部 林業振興課	0259-74-3395	佐渡市
農林水産部林政課	025-280-5326	
新潟県林業労働力確保支援センター ((公社) 新潟県農林公社内)	025-285-7712	